

第2章

計画の基本的な考え方

- 1 環境を取り巻く現状について
- 2 現況と課題
- 3 第1次伊佐市環境基本計画5年間の検証結果について
- 4 目指す「環境に関する将来像」
- 5 環境目標と重点プロジェクト
- 6 進むべき方向性

1 環境を取り巻く現状について

(1) 地球温暖化対策

平成27(2015)年に地球規模の環境危機を反映し、「持続可能な開発目標 (SDGs)」や「パリ協定」が採択されました。この協定では、世界の平均気温の上昇を産業革命以前に比べて2℃以内に抑えるとともに、1.5℃以内に抑える努力をするため、できるかぎり早く世界の温室効果ガス排出量をピークアウトさせ、21世紀後半には温室効果ガス排出量と森林等による吸収量とのバランスをとることを目標として掲げており、アメリカ、中国、インドや日本等主要排出国を含む150か国以上の国が締結しています。

国は、令和2(2022)年10月に「2050(令和32)年における温室効果ガス排出量実質ゼロ(カーボンニュートラル)」を宣言し、令和3年(2021)年4月に開催された気候サミットでは、令和12(2030)年度の削減目標について、平成25(2013)年度比で46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向け、挑戦を続けることを表明しました。その他、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正や、地球温暖化対策計画の改訂等、国内の温室効果ガス排出削減に向けた方策の充実が図られています。



伊佐市においては、「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を令和4(2022)年6月に策定しました。当該計画は、市内の温室効果ガス削減に向けて、伊佐市も一事業者として事務事業に伴う温室効果ガス排出量を削減する努力を行うものです。

温室効果ガス総排出量の削減目標として、令和12(2030)年度(目標年度)までの計画期間内に平成27(2015)年度と比べ温室効果ガス総排出量46%削減することを目指します。

【目標達成状況】 令和2(2020)年度 26.9%減(平成27(2015)年度比)

(2) S D G s について

S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind) 」持続可能な社会の実現を目指す世界共通の目標です。平成27(2015)年の国連サミットにおいて全ての加盟国が合意した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」の中で掲げられました。令和12(2030)年を達成年限とし、17の目標と169のターゲットから構成されています。



(SDGs(持続可能な開発目標) (出典)国連広報センター)

国内においては、政府が「SDGs 推進本部」を平成27年(2016)年5月に設置し、中長期戦略である「SDGs 実施指針」を策定。令和元年(2019)年12月に初めて同方針の改定を行っています。

具体的内容は、今後の推進体制における政府及び各ステークホルダー（この取組みに係る利害関係人及び団体）の役割と連携の必要性について明記しています。

国としての取組を加速させるため、全省庁による具体的な施策を盛り込んだ「SDGs アクションプラン」を毎年策定し、国内における実施と国際協力の両面でSDGsを推進しています。

(3) 新型コロナウイルス感染症の拡大

令和2 (2020)年2月ごろから世界に広まった新型コロナウイルス感染症は、今もなお

世界中に大きな影響を与えています。企業においては、テレワーク（在宅勤務）やインターネットを利用したWEB会議の利用が急速に拡大し、消費者においては、感染防止のためマスク着用や外出自粛が推奨され、経済の循環が停滞して各方面に影響を及ぼしました。

企業の生産性低下による温室ガス排出が低下する中、外出自粛により家庭での電力等の使用増加により温室効果ガスが増える現象や、テレワークにより企業からのごみの量が減る中、家庭でのごみの量が増えるなど、これまで経験のない状況に社会が変貌しています。

そのような中、国は令和5(2023)年5月に、感染症対策基準のレベルを2類相当から5類への引き下げを行っており、コロナウイルス感染症対策と経済活動との両立をさらに高い次元で実現する施策に取り組んでいます。新型コロナウイルス感染症が、これからどのように変化していくかは不透明ですが、新しい生活様式を進めながら環境に配慮した行動を行っていくことが必要と考えられます。

（４） 廃プラスチックについて

海洋プラスチック等の海洋汚染が世界的な課題になり、国は令和元(2019)年5月、「プラスチック資源循環戦略」を策定し、海洋プラスチックごみのマイクロプラスチック化による生態系への影響を未然に防ぐよう取り組みを行っています。また、国民への意識付けを行うため、令和2年(2020)年7月、スーパーマーケットやコンビニエンスストア等のレジ袋の有料化を開始し、現在ほぼ浸透してきているといえます。

伊佐市においても、市内全域において容器プラスチックごみの分別回収を行い、再資源化を行っています。

（５） 食品ロス問題に対する取り組みについて

本来食べられる食品を「ごみ」として捨ててしまう「食品ロス」問題。環境に多大な負荷を与えるため、国は令和元(2019)年10月「食品ロスの削減の推進に関する法律」を策定し、その削減に取り組んでいます。

伊佐市では、ごみの減量化にもつなげる「残さず食べよう伊佐市30・10運動」を平成28年度から実施しています。【30・10運動】乾杯開始後30分間は席を移動せず料理を楽しみ、お開き前の10分間は自席に戻り再度料理を楽しむことを呼び掛ける運動

（６） 世界情勢の変貌

令和4(2022)年2月に勃発したロシア国のウクライナ国侵攻により、世界平和の均衡が崩れ各国がその国の国益のため対立する構図となってしまいました。そのような中、特にロシア国が供給する原油・天然ガス等について不安定要素が増え、供給先の国々に影響が出始めています。カーボンニュートラルを目指し環境負荷の大きい原子力発電や火力発電から撤退を表明した国が、再びそのエネルギーに頼らざるを得ない状況に追い込まれ、地球温暖化対策における環境維持の難しさを露呈しています。

日本においても、ロシア国の原油供給の不安定化とOPECの石油増産の見合わせという板ばさみの状況の中、電気・ガス・ガソリン・灯油等の値上がりに悩まされています。

2 現況と課題

(1) 自然景観

伊佐市は、内陸性盆地の地形で周囲を森林に囲まれ、中央に広大な平地（水田）が広がり、秋になると一面黄金色（こがねいろ）の絨毯（じゅうたん）が敷かれたような、市民に親しまれる美しい自然景観となっています。

森林は、土砂災害の防止、水資源の蓄えや育み、生物多様性の保全、森林浴やキャンプ、ハイキング等による安らぎを得る場としての機能を有しており、私たちの生活に深くかかわっています。

伊佐市における林野面積の割合は約70%を占め、「水源の森百選」や「森林浴の森百選」に選定されている「奥十曾溪谷」をはじめとした豊かな森林資源に恵まれています。

また、森林は温室効果ガスの1つである二酸化炭素の吸収源として重要ですが、林業従事者の高齢化等により、適切な間伐等による森林管理が困難な状況にあります。

伊佐市では、5つの認定林業事業体を中心として、間伐等の森林保全活動が行われています。今後も各種支援活動を活用した団体の活動強化及び育成を図りながら、従事者の確保や、計画的な造林・除間伐の推進が必要とされます。

その他にも、豊かな自然景観を守っていくために十曾池公園や楠本川溪流自然公園に整備されているキャンプ施設や交流施設等の利用促進による啓発活動と、適正な環境整備が必要です。

(2) 動植物

伊佐市には森林、河川、田園等の多様な環境があり、多様な動植物が生息・生育しています。しかし、田畑の減少や外来生物の移入、開発による地形改変等により動植物が減少し、生物の多様性は脅かされつつあります。また、地球温暖化による生態系への影響も懸念されています。

伊佐市の植物では、樹齢日本一と言われ指定文化財に指定されている「エドヒガンザクラ」や、湯之尾滝下流部から荒田天神橋までの間が保護指定区域になっている「チスジノリ」、その他「ヒカゲノカズラ」「オオハナワラビ」等、注目すべき植物種が数多く生息しています。

動物では「コガタノゲンゴロウ」「スジヒラタガムシ」「アカハライモリ」「トノサマガエル」等が確認されており、また、「ゲンジボタル」の生息が市内全域で確認されており、生息場所の保全も行われています。

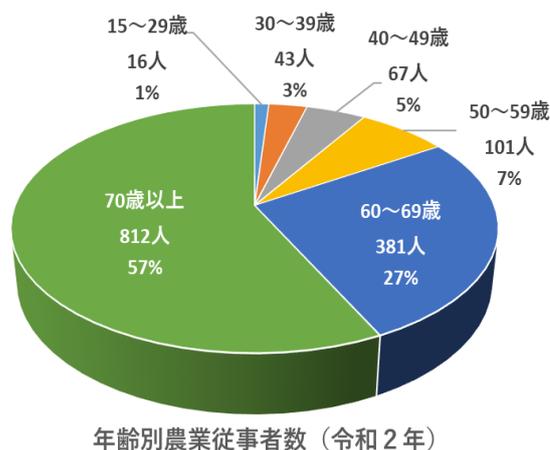
多様な野生生物を保護するためには、生育・生息地を保全し、環境保全整備や農業基盤整備、その他の工事の際に、生態系に配慮した工法を導入したりする必要があります。

また一方では、シカやイノシシが農作物に被害を与えたり、アナグマやタヌキが街中に出没したりするなど、野生動物とのかかわり方が課題となっています。

(3) 農業・畜産業

農業・畜産業は、自然と調和して営まれるものであり、豊かな自然に恵まれた伊佐市では基幹産業として成り立ってきました。

農業では、現在（令和2年）の農家数は平成22年（10年前）の63.4%となっており急激に減少しています。就業人口の約84%が60歳以上と高齢化が進んでおり、耕地面積も減少しています。



(資料：農林業センサス)

畜産業は、乳用牛と豚については経営体・頭数ともに減少傾向にあります。肉用牛については経営体が半減しているものの、頭数については大きな減少が見られないことから、経営の大型化が進んでいると考えられます。採卵鶏とブロイラーについては増加傾向にあります。

家畜飼育状況

年次	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		ブロイラー	
	経営体	頭数	経営体	頭数	経営体	頭数	経営体	羽数	経営体	羽数
平成22年	15	661	396	8,830	20	136,693	6	4,700	4	1,193,200
平成27年	10	470	282	7,588	14	119,825	5	100	4	1,131,600
令和2年	9	423	207	8,541	8	84,722	5	148,300	6	1,772,000

(資料：農林業センサス)

豊かな自然に囲まれ営まれている第1次産業の中で、特に伊佐市を代表する産業として農業と畜産業の振興が図られているところです。

近年、農業と畜産業の経営規模拡大が図られる一方で、経営農家の高齢化が進み、家畜排せつ物の堆肥利用が困難となったり、その処理時に発生する臭気が、地域の生活環境に影響を及ぼしたりする等の課題が発生しています。

家畜排せつ物の適正な管理と自然に優しい有機資源としての有効利用を図るため、伊佐堆肥センターにおける環境保全型農業への更なる取組みが必要となると考えられます。

また、農地への**施肥（せひ）**を原因とする**硝酸態窒素**の地下浸透による地下水汚染や、河川流出による水質汚濁も懸念されることから、畜産経営者の徹底した管理指導を基とした適切な家畜排せつ物の施肥処理が必要です。

【施肥】：作物などの植物の生育を促すため、肥料を与えることである。

主な目的は、土壤中で不足した養分供給を補うことである。

【硝酸態窒素】：家畜の糞尿（堆肥）は、微生物の分解により硝酸性窒素を生成します。生成された硝酸性窒素は、植物に吸収されたり、ガス化して大気中に放出されたりしますが、吸収されなかった分は地下へと浸透し、地下水を汚染してしまいます。

その他にも、農家数の急激な減少に伴い、荒廃した耕作放棄地（遊休農地）が拡大し、雑草や害虫発生等によるトラブルが年々増加しているため、対策が必要となっています。

田畑の機能は、単に生産のための場だけではなく、降水を貯留する保水機能、人の心が落ち着き心安らぐ風景の形成、野生動植物の生育・生息地、気温や湿度を調節する役割があります。これらの機能は田畑の健全な管理によって保たれるものであり、このような機能を持っている田畑を健全に管理し次世代に引き継ぐために、適切な施肥や適正な農薬散布による農地管理や、後継者の育成、農畜産物のブランド確立を推進することが必要です。

また、農村環境を活かした滞在型交流拠点事業等を更に推進し継続して利用していくことで、農畜産業に対して市民から親しみが持たれ、支持される産業として確立されると考えられます。

（４）水環境

伊佐市は水資源に恵まれており、安全な水の確保を図るため水道や地下水の水質検査を実施するとともに、定期的に河川や事業所の水質検査も実施しています。

河川の調査では、pH、BOD、SS、DOについてはほぼ基準値内ですが、**大腸菌群数**については基準値を超過しているところがあります。

水質検査項目	項目の詳細
「pH（水素イオン濃度指数）」	水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを示す指標です。
「BOD（生物化学的酸素要求量）」	水中の有機物が微生物の働きによって分解される時に消費される酸素の量。数値が高いほど汚れた水となります。
「SS（浮遊物質）」	水中に浮遊または懸濁（ろ紙またはその他のろ過器で水と分解できるもの）している直径2mm以下の粒子状物質のことで、
「DO（溶存酸素量）」	水中に溶解している酸素の量のことで、代表的な水質汚濁状況を測る指標の1つとなっています。
「大腸菌群数」	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことで、水中の大腸菌群数は、し尿汚染の指標として使われています。

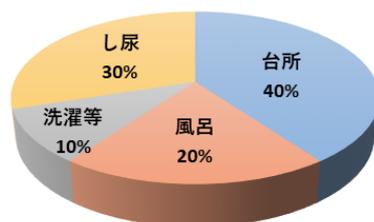
伊佐市で実施している事業所の排水調査では、全調査項目でほぼ環境基準値内ですが、一部事業所では基準値を超過する場合があります。

事業所からの排水については、水質汚濁防止法で排水基準が設定されていますが、川内川上流水域については鹿児島県において上乘せ排水基準が設けてあり、特定事業場については、より水質保全に努める必要があります。

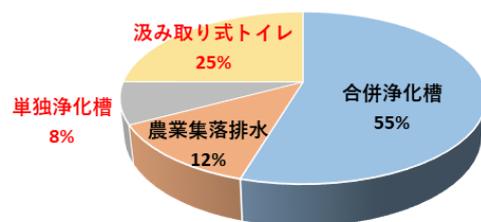
人の健康もしくは生活環境に係る被害を生ずるおそれのある物質を含む污水、または廃液を排出する施設を「特定施設」、その特定施設を設置している工場や事業場を「特定事業場」といいます。

汚水処理（合併浄化槽、公共下水道）の整備状況は、令和5年3月末現在の総人口に対する汚水処理人口割合で67.15%となっています。公共下水道（農業集落排水）が整備されていない地域においては、合併浄化槽を設置することで水質の改善につながります。

生活排水に含まれる汚れの原因



汚水処理人口割合



(赤字は未処理人口割合)

合併処理浄化槽は、家庭から出る生活雑排水をすべてきれいに処理します。しかし、「単独処理浄化槽」を設置しているご家庭や、「くみ取りトイレ」のご家庭は、生活雑排水をそのまま流しています。

●数値は一人が1日に出す水質汚濁物質の量をBOD量で表したものです。

合併処理浄化槽を設置した場合は、単独処理浄化槽を設置している場合に比べ、川などに放流される汚れの量が**8分の1**になります。
又、くみ取りトイレの家と比べると汚れの量は約**7分の1**になります。

(資料：鹿児島県環境保全協会HP)

伊佐市の各地域では、美しい河川を守るために、地域住民による河川美化活動が実施されています。安全で良質な飲料水や水辺環境を確保するためには、水質の改善を推進することが重要です。市民、事業者、行政が一体となり、子どもが水辺で遊びながら水生生物等を学べるような、水に親しみやすく自然環境と調和した水辺空間を、将来に渡って残していくことが望まれます。

(5) まち並み

伊佐市には豊かな自然や歴史的文化的建築物が数多く残っており、人と自然との豊かな融和が図られています。

市内で見られるみどり景観では、日本桜名所百選の「忠元公園」、曾木の滝公園、十曾池公園、湯之尾滝公園等で植栽されているヤマザクラや河津ザクラ、紅葉等があり、十曾溪谷では推定樹齢600年を超えるといわれる日本一のエドヒガンザクラもあります。また、緑化を推進する活動として各地域の老人クラブによる花いっぱい運動やNPO法人による苗木の植栽活動や森林教室等も行われています。

歴史的文化的建造物としては、郡山八幡神社、祁答院家住宅、白木神社、箱崎神社、湯之尾神社（神舞）、曾木発電所遺構等があります。

豊かな自然や歴史的文化的資源に恵まれている一方で、人目の届きにくいところでのごみの不法投棄が課題となっています。

ごみの不法投棄防止については、モラル向上のための環境教育を推進することが重要であり、また、不法投棄監視パトロール活動や不法投棄防止の看板等の設置も継続していく必要があると考えられます。その他にも、きれいなまち並みを維持することで、ごみを捨てる気持ちにならないよう啓発することも有効です。維持活動の一環として、各自治会で定期的実施されている美化活動やボランティアによる道路清掃活動が実施されており、市では、このような市民活動を支援するために、ごみ収集に必要なボランティア袋の提供を行っています。

高齢化の進展に伴い、土地所有者不在による管理不十分な宅地や空き家等がまち並みに悪影響を与え、また「近隣トラブル」に発展することも大きな問題となっています。

管理の不十分な宅地や空き家等については、「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十七号）」に則って「かごしま空き家対策連携協議会」等と連携を図りながら対応することになりますが、所有者による定期的な清掃等自己管理が前提となることから、啓発を強化することが重要です。

道路敷や電柱等に広告物を許可なく無秩序に設置すると、まちの景観や風致を損ね交通の妨げとなります。市では適正な維持管理のために屋外広告物法及び鹿児島県屋外広告物条例に基づき規制や指導等を行っています。

(6) 大気環境・騒音・振動・悪臭

大気環境については光化学オキシダントが全国各地で問題となっています。光化学オキシダントとは、工場や自動車から排出される窒素酸化物等が紫外線により光化学反応を起こし生成される酸化物質で、ほとんどがオゾンです。近年では、大陸からの影響や成層圏オゾンの降下による光化学オキシダント濃度の上昇が見られます。伊佐市では鹿児島県からの光化学オキシダント注意情報が発表された場合、関係機関に連絡する仕組みをつくり備えています。

家庭での廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等により禁止されていますが、現在も焼却に伴う悪臭等の苦情が寄せられています。環境モラルの向上のために、更なるごみの焼却禁止の呼びかけが重要となります。

そのほかにも自動車から発生する排出ガスや、騒音、振動が環境に負荷を与えています。自動車排出ガスの規制強化や、電気自動車・ハイブリッド車の普及により大気への影響が改善されてきたとはいえ、まだまだ十分とはいえません。これらを低減するのに有効な、エコドライブの実践や、電気自動車・ハイブリッド車への乗り換えなど、なお一層の取り組みが必要です。このような取り組みは、温室効果ガスの排出削減にもつながります。

また、伊佐市では交通量が多いと思われる国道沿いで、騒音調査を毎年実施しています。結果は良好で環境基準を満たしていますが、引き続き調査を継続していく必要があります。

(7) 資源循環

伊佐市では、ごみの資源化のため「燃えるごみ」「燃えないごみ」「資源ごみ」に分別して収集を行っています。資源ごみは、プラスチック製容器、缶・びん、ペットボトル、紙類等に分類しています。ごみの排出量は、過去5年間を比較すると全体的には横ばい状態で推移しているものの、一人当たりのごみ排出量は増加傾向にあるようです。

今後は、伊佐市の環境のみならず地球環境への負荷の軽減を図るために、市民、事業者、行政が一体となって、ごみ分別の徹底、事業者の廃棄物減量取り組みの推進や、フリーマーケットによるリサイクル活動等の3R（スリーアール）を推進し、資源ごみを含めたごみ全体の排出量抑制が必要になります。

Reduce(リデュース)：物を大切に使いごみを減らすこと

Reuse(リユース)：使えるものは繰り返し使うこと

Recycle(リサイクル)：最後に不必要になったものを再生して利用すること

また、市民による食品ロス削減運動の取り組みとして「伊佐市30・10運動」や、自治会や学校PTA、少年団活動等による資源ごみ回収等、ごみ減量の取り組みが行われています。

伊佐市 30・10 運動：乾杯開始後 30 分間は席を移動せず料理を楽しみ、お開き前の 10 分間は自席に戻り再度料理を楽しむことを呼び掛ける運動。

その他の資源利活用の例としてはバイオマスの利用があり、家畜排せつ物の堆肥化に取り組んでいます。

また、事業者の取組として市内の酒造メーカーが地元の畜産業者と協力し、焼酎を製造する過程で発生する食品廃棄物である「焼酎粕」の飼料化に取り組んでいます。

さらに、養豚から出た糞で堆肥を作り、焼酎の原料である米やサツマイモの生産に使用する地域食品循環システムの構築も目指しています。

バイオマス：本来は生物（bio）の量（mass）のこと。家畜排せつ物や木くずなどの動植物から生まれた再生可能な有機性資源のことです。

（8）地球温暖化

地球温暖化は世界規模で取り組まなければならない差し迫った課題です。近年、我が国で頻発している激甚な豪雨、台風災害や猛暑などを身近に肌で感じているところです。

急激な気温の上昇に伴う地球環境への影響としては、海面水位の上昇に伴う陸域の減少、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加、生態系への影響や砂漠化の進行、農業生産や水資源への影響、マラリアなどの熱帯性の感染症の発生数の増加などが挙げられており、私たちの生活へ甚大被害が及ぶ可能性が指摘されています。

このような社会の変化を受けて、伊佐市においても令和12（2030）年度における46%削減を目指すため、「伊佐市地球温暖化対策実行計画」を令和4（2022）年6月に改訂し、温室効果ガスの削減取り組みを行っているところです。

また、市民、事業者、行政が一体となり「2050年における二酸化炭素排出量実質ゼロ」の実現を目指すため、伊佐市では令和4年度に「伊佐市ゼロカーボンシティ宣言」を発表し、省エネ・創エネの実現に取り組んでいます。

創エネ：エネルギーを創ることを言います。住宅で言えば、太陽光発電などによってエネルギーを生み出し、家の設備に電気を供給することができます。自然の力でエネルギーを創り出すことによって、エネルギーの自給自足を目指せます。

地球温暖化の影響と考えられる気温の上昇や生態系の変化が地域の産業にも影響を与えることが懸念されています。これらの情勢を踏まえ、まずは実施可能なことから取り組むことが必要です。行政自らが取組を確認するとともに、市民に対しても取組を浸透させるための年間を通した省エネルギー対策を啓発するとともに、各方面に対して省エネルギーの重要性を踏まえた呼び掛けを行っていきます。

伊佐市では、省エネや創エネの導入を推進しており、公共施設（学校施設）更新の際に再生可能エネルギーシステムの導入や、公用車更新の際にエコカー導入等を行っています。今後は行政だけでなく、市民や事業者の取組を推進していくことも必要です。

(9) 環境教育

伊佐市の現在の環境を保全しながら今以上の環境に改善していくためには、市民、事業者、行政が一体となり、次世代に繋ぐ環境について身近な問題から考え、環境問題に対する意識を高めながら行動していくことが重要です。

環境問題に対する意識を高めしていくためには、子どもの頃からの体験を交えた意識の醸成が大切であると考えられ、市内全ての小・中学校において教育課程に環境教育を位置づけながら、授業を含めた環境学習や緑の少年団等の体験活動を通じた環境教育の更なる実施が必要です。

しかし、環境教育は学校だけで実施するだけでは十分とはいえず、コミュニティ活動をとおした市民活動、NPO法人等や事業者が行う事業活動をとおした環境意識を高めるための啓発等の取組みが求められます。

今後、子どもから高齢者までがさまざまな形で環境について学ぶために、環境に関する生涯学習の推進体制や環境情報を発信するための体制づくり、小中学校での継続的な環境教育・環境学習が必要です。

(10) 参加について

近年では、環境問題に関する情報がマスメディアやインターネット等を通じて数多く出されるようになってきているため、環境問題に関する関心や意識は以前より高まってきていると考えられますが、関心や知識を高めるだけで終わるのではなく環境保全活動の行動につなげていくことが大切です。

伊佐市ではNPO法人やボランティア団体、コミュニティ等が中心になり、環境教室等の環境保全活動が実施されています。また、学校では児童・生徒による美化活動が行われているところも多く、市民団体や各コミュニティによる美化活動も定着して実施されており、そのほかにも、自治会での粗大ごみ収集活動やスポーツ少年団やコミュニティによる空き瓶・古紙・空き缶収集活動も行われています。

伊佐市ではボランティア活動による美化活動を支援するために、ボランティア袋の無料配布支援を実施していますが、更なる環境保全活動を促進するためには、市民一人ひとりの意識が向上し、地域でのコミュニティ活動が活発になるように現在の環境保全活動への参加を維持しながら更に推進していく必要があります。

3 第1次伊佐市環境基本計画5年間の検証結果について

1 豊かな自然を次世代へ

(1) 自然景観

「森林整備」については、多くの目標において「おおむね達成している」との評価でしたが、市民参加型のみどりづくり活動や地元産木材の利用拡大については「達成できていない」との評価でした。現在の森林環境は、高齢化や人手不足のため十分な管理が出来ていない森林が増えています。今後は、森林組合や民間の林業事業体、NPO法人等との協働による計画的な造林・間伐等の森林整備が必要となります。

「地域の特性を活かした観光の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

(2) 動植物

「身近に生息する生物を知る」については、環境教育に関する項目は「達成している」との評価だったものの、動植物の分布調査や、その情報の活用については「達成できていない」との評価でした。

「多様な動植物の生息・生育環境の保全」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市では、さまざまな動植物の生息・生育が確認されています。しかし、地球温暖化の進展に伴う環境変化等により、生態系の破壊、動植物の減少、生物多様性の低下が懸念されています。今後は、身近に生息する動植物に関心を払いながら環境の保全を行うことがより一層必要になると思われます。

(3) 農業・畜産業

農業・畜産業は自然を活用して行われる産業であり、伊佐市の主要な産業のひとつです。その一方で、さまざまな環境負荷も問題となっており、それらを軽減するための対策や配慮の検討が必要です。

「環境保全型農業の推進」については、「おおむね達成している」との評価だったものの、農家による堆肥の野積みや散布については「達成できていない」事例もみられることから、今後も適正管理のための啓発が必要と思われます。

「農地の保全」についても、「おおむね達成している」との評価だったものの、耕作放棄地の有効利用方法や土壌環境の保全方法など「達成できていない」事例もみられ、今後も継続し取り組みを推進する必要があります。

「農村環境の利用」については、「おおむね達成している」との評価でした。

2 住みたい環境づくり

(1) 水環境

「水質保全・水源の確保」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市は豊かな森林資源等により水環境に恵まれた地域であり、水源は地下水や湧水です。河川や事業所排水、池など年間100箇所程度の水質検査を行うことで水質の維持保全を行い、また、市内の小規模水道管理組合（24団体）の水質検査を行うことで、良質な飲料水の活用を推進しています。

「上水道関連施設の維持・整備」については、「おおむね達成している」との評価でした。老朽化した水道管の更新については現在事業進行中であり、今後も計画的に実施していきます。

「生活排水対策」については、「おおむね達成している」との評価でした。農業集落排水（公共下水道）施設が整備されている地域（菱刈中央地区・菱刈北部地区・大口平出水地区）においては、今後も安全で安定した公共サービスを供給していきます。その他の地域においては、生活排水の浄化を目的とした合併浄化槽の設置を推進することにより、水環境の水質保全に努めています。

「河川の美化」については、「おおむね達成している」との評価でした。河川水質の保全を図るため、市内40箇所程度で年間を通して水質検査を行っており、結果はおおむね良好です。

「子どもたちが遊べる水環境の創造」については、具体的な取り組みが行われておらず、「達成できていない」との評価でした。

(2) まち並み

「不法投棄の防止」については、「達成している」との評価でした。不法投棄の防止については、環境モラルの向上が不可欠なため、根気強く啓発活動を継続していく必要があります。

「道路の景観保全」については、「おおむね達成している」との評価でした。

「まち並みの保全」についても、「おおむね達成している」との評価でした。

道路やまち並みの保全は、ボランティアによる清掃活動等により維持されています。今後も不法投棄やポイ捨て、空き家対策など様々な課題が想定されますが、市全体が一体となり取り組んでいく必要があります。

「公園の管理」については、「達成している」との評価でした。

「地域の緑化」についても、「おおむね達成している」との評価でした。

(3) 大気環境・騒音・振動・悪臭

「ごみ焼却の禁止」については、「おおむね達成している」との評価でした。

伊佐市は、例外的な野焼きが認められる農業や林業が盛んな地域であることもあり、以前より家庭での「ごみ焼却」が多く行われていました。「ごみ焼却」が法律で禁止されていることを繰り返し周知することで以前に比べて苦情等は少なくなっていますが、今後も焼却ゼロを目指して啓発を継続していく必要があります。

「事業所からの排気・悪臭対策」については、「おおむね達成している」との評価でした。排気に関する苦情報告はありませんが、畜産関係に関する悪臭相談に関しては、今後も関係機関と連携した対応が必要となります。

「自動車排出ガス対策」については「達成している」、「騒音・振動対策」については「おおむね達成している」、「光化学オキシダント対策」については「達成している」との評価でした。

3 地球温暖化対策、資源の循環

(1) 資源循環

「分別収集の徹底、ごみ減量化の推進」及び、「リサイクル・再利用の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

ごみの分別収集については、可燃ごみ・不燃ごみ・資源ごみに分けて行っていますが、分別の悪いごみ袋についての苦情や相談が寄せられています。分別収集が正しく行われることで資源の再利用（循環型社会の形成）につながることから、チラシの活用や広報紙への情報掲載、イベント時のブース設置など、今後も啓発活動を広げていく必要があります。

また、食品ロス問題の一環として実施している「残さず食べよう伊佐市30・10運動」については、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動ができませんでしたが、今後も継続して周知・啓発していきます。

「バイオマスの活用」については、家畜の排泄物については堆肥に再利用しているため「おおむね達成している」ものの、それ以外の資源については「達成できていない」との評価でした。

「循環型社会の構築」については、「おおむね達成している」との評価でした。

「ゴミの総排出量」は人口減に伴い減少傾向にあります。また、「1日一人あたりのごみ排出量」は微増傾向にあります。

(2) 地球温暖化

「地球温暖化対策の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

地球温暖化対策は、市民、事業者、行政が一体となって理解を深め、一人ひとりがライフスタイルやビジネススタイルを見直し、行動することが重要なため、市民や事業者に対して的確に情報発信していくことが必要です。

「市行政での率先していく取組み」についても、「おおむね達成している」との評価でした。「伊佐市地球温暖化対策実行計画」では、市が行う事務、事業における温室効果ガス排出量の削減を目的としており、職員一人ひとりが温室効果ガスの排出抑制を心がけ、節電や省エネに取り組んでいます。

4 環境意識体験と学習

(1) 環境教育

「環境保全意識の確立」については、「おおむね達成している」との評価でした。

広報紙における周知のみでなく、ホームページも利用した情報の発信に今後も務めていきます。

「学校等における環境教育の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。各種団体との活動連携に関しては、新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動ができませんでしたが、今後は各種活動へ積極的に参加していきます。

「食育の推進」については、学校給食において「地産地消」を実施していることもあり、「達成している」との評価でした。

(2) 参加について

「環境保全・美化活動の推進」については、「おおむね達成している」との評価でした。

自治会の一斉清掃をはじめ、事業所や地区単位での美化活動が実施されてはいますが、各団体の一体的な活動や、青少年をはじめとする多方面への参加呼びかけの推進も、今後は行っていく必要があります。

「情報共有の場づくり」については、「達成できていない」との評価でした。

新型コロナウイルス感染症の影響により十分な活動や情報発信が出来なかったことが要因ですが、今後は発信だけでなく、様々な環境問題に関する情報提供も含めた、ネットワーク化も必要になると考えられます。

「地域活動の活性化」については、「おおむね達成している」との評価でした。

4 目指す「環境に関する将来像」

伊佐市のまちづくりの最上位計画である「第2次伊佐市総合振興計画(2023~2032年)」で掲げる「笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち」の実現を目指し、本計画では「環境に関する将来像」の実現を目指していきます。

＜ 第2次伊佐市総合振興計画における「まちづくりの将来像」＞

“笑顔あふれ 一人ひとりが 幸せ感じるまち”

人口減少、少子高齢化の進行、高度情報化・グローバル化の進展、価値観・ライフスタイルの多様化など、社会や暮らしを取り巻く環境は変化し続けています。私たちは、こうした変化に対応し将来にわたって持続可能な地域社会を構築し、引き継いでいかなければなりません。

一人ひとりがお互いに尊重し合い、支え合い、いつまでも元気でいきいきと過ごすことができる伊佐、そのようなまちに暮らす人々は、明日への不安がなく、心穏やかに一日一日を生きることができ、自然と穏やかな笑顔になっていることが思い描かれます。

私たちが住み続けられるまちを創っていくために、伊佐市が目指すまちづくりの将来像を次のとおり定めます。

＜ 環境基本計画で目指す「環境に関する将来像」＞

“自然と融和した快適な生活空間づくり”

豊かな自然

伊佐市は、広大な国有林や民有林が融合した豊かな森林に恵まれ、その森林から生み出される清らかな水が流れる川が数多く存在するなど自然豊かな地域です。そこで生息している動物や植物も地域の人々にとって身近であり大切な存在です。豊かな森林に囲まれ、清らかな川で子どもたちが遊び、ホタルが舞う夕べを楽しみ、美しい星空を眺めるなど、この自然の豊かさは毎日生活している私たち住民にとっても、観光や交流を目的で訪れる人々たちにとっても大きな魅力となっています。しかしながら一部に排水処理の不備や不法投棄等の要素により、汚染された川や地域が見られることも忘れてはなりません。この豊かな自然環境を維持し続けるために、また、今以上に豊かなものにしていく努力をしながら、数十年後の次世代の人々も同じような環境で生活していけるよう、受け継いでいかなければなりません。

人と自然の共生

私たちの生活は、「仕事、学校、娯楽、地域活動、社会活動」等さまざまな活動から形成されており、その活動は必ず環境に何らかの関わりを持っています。特に生活の基盤となる「仕事」については、第一次産業が基幹産業として栄えてきた歴史があり、稲作やたばこ耕作、金山ネギ、かぼちゃ、ゴボウ、自然薯などの農地を活かした特産品が生まれているとともに、自然環境の特性を活用した産業として畜産業も盛んな地域であり、牛、豚、養鶏の飼育など、自然との共生によって成り立つ産業が数多く存在しています。その他にも豊かな自然を活かした観光資源などがありますが、これらはかけがえのない財産です。今後は、人、自然、産業が共生している現状を認識し、市民、事業者、行政が一体となり未来へ引き継いでいくための行動を起こしていくことが大切です。

住みたくなるまち

伊佐市の大きな魅力である豊かな自然（みどり、清流、星空など）と人間活動の共生をもう一度見つめ直し、地域住民はもちろんのこと、訪れた人々にも自然に恵まれた環境に配慮しているまちと感じてもらい、就業的にも環境的にもこのまちに住み続けたい、住んでみたいと思われる魅力あるまちづくりを目指していこうとする思いが大切です。

5 環境目標と重点プロジェクト

(1) 自然環境

森林や農地は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化防止、生物多様性の保全、景観保全、防災機能など様々な役割を担っています。なにより、豊かな水と緑の恵みは、私たちの生活を心身ともに豊かにしてくれるものです。緑豊かな山々の緑や清らかな川のせせらぎ、多様な動植物が生息・生育できる自然環境を、未来の子供たちに引き継ぐための取り組みを推進します。恵み豊かな農地を守るため、命を育む大地に感謝し、持続発展可能な農業を展開します。

【重点プロジェクト】

- ・ 農地を守る：環境保全型農業を推進します。
- ・ 森林を守る：計画的な造林・間伐・伐採による循環型森林経営の確立を図ります。

(2) 生活環境

爽やかな澄んだ空気や清らかな水は、私たちの生活に不可欠なものです。

大気汚染や悪臭の防止、有害な化学物質による環境汚染の防止、水質汚濁の防止、騒音や振動の軽減に努め、健康で安心して住み続けられる快適な生活環境をつくります。

【重点プロジェクト】

- ・ まち並みを守る：不法投棄の撲滅を目指します。
- ・ きれいな川を守る：生活排水の浄化による水質の向上を図ります。

(3) 資源環境・地球温暖化

温暖化など深刻化する地球環境の状況を真摯に受け止め、環境負荷の少ない持続可能な社会を構築することが急務となっています。

市民一人ひとりが日常生活を振り返りライフスタイルを転換し、事業者は耐久性の高いものづくりや売り方などの改善に取り組みます。循環型社会を実現するための3つのキーワード（3R）の推進を徹底し、環境にやさしいまちを目指します。また、節電や節水、食品ロスの削減など「もったいない」の精神のもと、限りある資源を大切にすると同時に、環境にやさしい新エネルギーの導入などを推進します。

「温暖化問題」は、気温の上昇のみならず、異常気象の誘発や生態系の破壊など、人類の生存基盤に関わり、地球環境を考えるうえで最も重要な環境問題のひとつです。

近年、局地的豪雨などの異常気象が頻発しており、温暖化対策の取り組みは急務となっています。地球に暮らす全ての人や生き物の未来のため、低炭素化などの温暖化対策を地域一丸となり、地球にやさしいまちづくりを積極的に推進します。

【重点プロジェクト】

- ・地球環境を守る：市民一人ひとりが環境にやさしい行動を取ることで、地域の環境を、ひいては地球の環境を守ります。

(4) 意識の向上・活動への参加

複雑化・多様化する環境問題には、市民一人ひとりが環境について理解し、自分の責務を認識したうえで、積極的に環境活動に取り組むことが重要です。また、人口減少、少子高齢化が進む中で、環境活動に取り組む人材も不足することが懸念され、今まで以上に市民、事業者、行政それぞれが主体となり、それぞれの立場で、相互に協力・連携を図っていくことが不可欠です。

環境教育・環境学習などの取り組みにより環境について正しく学び、環境にやさしい心と、実行力を持った人づくりを進めます。しかし、一人ひとりの力だけでは解決しがたい広範囲の問題や専門的知識が必要とされる環境問題もあります。市民、事業者、行政、専門機関などとも連携し、みんなで参加し考え、協働で築く環境に配慮した活動を展開します。

【重点プロジェクト】

- ・環境への意識向上：全ての世代の市民が環境問題や環境活動に触れる機会を増やすことで、環境への意識向上を図ります。

6 進むべき方向性

長期的な目標となる環境に関する将来像に近づくためには、目標を項目ごとに設定し、行動していくことが大切です。本計画では、総合的な指針となる以下の方針と施策を設定しました。

将来像	環境目標	基本方針	基本施策
自然と融和した快適な生活空間づくり	1 【自然環境】 豊かな自然を次世代へ ～人と自然が調和し地域資源を活かしたまちを～	1-1 自然景観 ・本市の豊かな自然景観を守る ・豊かな森林環境を認識し、森林を守り育てる	①森林整備 ②地域の特性を活かした観光の推進
		1-2 動植物 ・動植物の生息、生育環境を保全	①多様な動植物の生息・生育環境の保全
		1-3 農畜産業 ・環境問題に配慮した農畜産業の推進	①環境保全型農業の推進 ②農地の保全
	2 【生活環境】 住みたい環境づくり ～清流や野外で子どもたちが遊べるまちを～	2-1 水環境 ・生活排水処理やし尿処理を充実し豊かできれいな水環境を守る ・子どもたちが川で遊べる空間を守る	①水質保全・水源の確保 ②生活排水対策 ③子どもたちが遊べる水環境の創造
		2-2 まち並み ・豊かなみどりを保全しながら更に充実させる ・不法投棄を防止し、まちの美化を推進	①不法投棄の防止 ②道路の景観保全 ③まち並みの保全 ④公園の管理
		2-3 大気環境・騒音・振動・悪臭 ・空気のきれいなまちを守り続けながら、環境汚染のないまちを創造しよう	①ごみ焼却の禁止 ②排気・悪臭・騒音・振動対策 ③光化学オキシダント対策
	3 【資源環境・地球環境】 資源循環、地球温暖化対策 ～環境にやさしいまちを～	3-1 資源循環 ・ごみの分別を徹底し、ごみの減量化を推進する ・省資源、リサイクルを推進する	①分別収集の徹底、ごみ減量化の推進 ②バイオマスの活用 ③循環型社会の構築
		3-2 地球温暖化 ・身近にできる地球温暖化対策の推進	①地球温暖化対策の推進 ②市で取組む地球温暖化対策
	4 【意識の向上・活動への参加】 環境意識体験と学習 ～人にも環境にも思いやりを～	4-1 環境教育 ・子どもからの学習・体験を強化しながら、環境意識を育む活動を推進しよう	①環境保全意識の確立
		4-2 参加について ・地域で開催される環境活動やイベントへの積極的参加	①環境保全・美化活動の推進と活性化への積極的参加